

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和6年3月26日（令和6年（行情）諮問第282号）

答申日：令和7年9月12日（令和7年度（行情）答申第327号）

事件名：「官民交流による採用協議について」の一部開示決定について

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年12月5日付け厚生労働省発人1205第11号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね次のとおりである。

（1）本件では、「人事院規則21-0官民交流による採用協議について」と題する文書（本件対象文書）の記載が、特定の個人を識別するものであり、法5条1号、2号イ及び6号ニ（以下、第2において「法5条1号等」という。）に該当するとして、その一部が不開示（以下、第2において「本件不開示部分」という。）となっている。

（2）もっとも、本件においては、法5条1号等に該当しない情報についても不開示となっている。

ア まず、各省庁で実施されている「官民交流」の内容については、人事院において公表されている。そのため、本件対象文書において記載されている、株式会社Wと厚生労働省との官民交流については、①採用部署が「大臣官房総務課分かりやすい広報指導室総括コミュニケーション専門官」、②職務内容が「厚生労働省が広く一般に向けて出す文書（リーフレット、発表資料など）を分かりやすく修正すること。厚生労働省の情報発信（ウェブサイトの構成・デザインを含む。）を分かりやすく、かつ正確に伝わるようにするための支援を行うこと。」であることは明らかになっている。

それにもかかわらず、本件対象文書においては、開示されている箇所についても不開示となっており（３頁の「採用予定官職」、「職務内容」等）、この点は速やかに開示されなくてはならない。

イ 次に、本件不開示部分には、具体的に、どの不開示部分が、法５条１号等のいずれに該当するのか不明な場合もあり、本件不開示部分と該当条文の対象が不明確である。

また、特に以下の箇所については、法５条１号等に該当するとは考えられない。

- ・ ３頁の「６ 経緯」、４頁の「選考基準及び選考結果の概要」については、これが開示されたところで、「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある」とは考えられない。
- ・ ６～７頁の履歴書、８～１０頁の職務経歴、７４～７９頁の職務経歴書についても、個人の特定に至らない限りで情報開示することは可能である。
- ・ ４３頁から５９頁に至っては、何が記載されているのかも全く不明であり、法５条１号等の該当性を判断することが出来ない。

ウ したがって、本件における不開示部分の全てが法５条１号等に該当するとは考えられず、本件不開示決定は、過度に広範に及ぶものであって、「行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにする」との法の趣旨を没却するものであり許されない。

本件では、インカメラ審理を行い、本件不開示部分が、法５条１号等に該当するか否かを客観的な観点から検討すべきである。

第３ 諮問庁の説明の要旨

１ 本件審査請求の経緯

- （１）審査請求人は、開示請求者として、令和５年７月３１日付け（同年８月２日受付）で、処分庁に対して、法３条の規定に基づき、別紙の１に掲げる文書の開示請求を行った。
- （２）これに対して、処分庁が、本件開示請求に係る行政文書のうち、「人事院規則２１－０官民交流による採用協議について」（本件対象文書）について、令和５年１２月５日付け厚生労働省発人１２０５第１１号により一部開示決定（原処分）を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、同月２４日付け（同月２７日受付）で本件審査請求を提起したものである。

２ 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

３ 理由

- （１）本件対象文書の特定について

本件開示請求は、別紙の 1 に掲げる文書の開示を求めるものであり、大臣官房人事課において探索を行ったところ、「人事院規則 2 1－0 官民交流による採用協議について」が認められたため、これを本件開示請求に係る行政文書のうちの一部として特定した。

ア 人事院規則 2 1－0 官民交流による採用協議について

株式会社Wより交流職員を採用するに伴い、制度所管庁である人事院との協議のために作成されたものである。

当該文書は、①起案用紙、②申請書、③本人履歴書・職務経歴書、④派遣元企業提出資料、⑤人事院名簿提示通知、⑥再計算調書、⑦その他事務分掌・関係法令のほか、人事院より承認の公文と押印済の取決め書で構成されている。

(2) 原処分における不開示部分について

ア 人事院規則 2 1－0 官民交流による採用協議について

原処分においては、①のうち内線番号については法 5 条 6 号柱書き、②、③、④、⑤、⑥及び人事院からの公文と押印済の取決め書のうち、交流採用者の顔写真、氏名、性別、生年月日、年齢、本籍、住所、電話、学歴、職歴、免許・資格等、家族、現在の地位、現在の業務内容、官職、職務内容、健康診断結果、年収試算、希望する級号俸、経験年数、官民交流法 2 条 4 項 1 号又は 2 号のいずれかに該当するかの別、派遣元企業の担当者氏名については法 5 条 1 号、交流採用者の印影、署名、派遣元企業の担当者印影については法 5 条 1 号及び 4 号、派遣元企業の組織図、福利厚生、法人印影、連絡先、厚労省と所属企業との契約・履行、処分等の有無、所属企業の業務に係る刑事事件に係る起訴又は不利益処分の有無については法 5 条 第 2 号イ、選考基準及び選考結果の概要、再計算調書備考については法 5 条 6 号ニに基づき、不開示としている。

イ 株式会社Y、株式会社Zに関する文書

事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないため、法 9 条 2 項の規定により、不開示としている。

(3) 不開示情報該当性について

ア ②申請書（「採用予定官職」及び「職務内容」）

②申請書のうち「採用予定官職」及び「職務内容」については、一般に公務員の職務遂行に係る情報である場合はその職及び当該職務遂行の内容に係る部分を開示すべきであるが、官民人事交流の対象となる職員（以下「当該職員」という。）個人が識別される情報は、それを公にすることで当該職員の民間企業における前職を特定することとなり、当該情報は職務遂行に係らない個人情報である。

厚生労働省本省の職員名及び職名は一般に販売されている「ガイド

ブック厚生労働省」（発行：厚生行政出版会）に掲載されていることも併せて鑑みると、請求対象文書における当該職員の名前及び職名を公にすることで当該職員の民間企業における前職を特定できるため、当該情報は法5条1号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため不開示とすることが妥当である。

イ ②申請書（「経緯」及び「選考基準及び選考結果の概要」）

②申請書のうち「経緯」及び「選考基準及び選考結果の概要」については、厚生労働省の官民交流採用の流れや選考基準について記載がされている。

これらは、厚生労働省が行う事務に関する情報であって、具体的な手法や当該職員の面接結果等が記載されており、公にすることにより人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号ニに該当するため、不開示とすることが妥当である。

ウ ③本人履歴書及び職務経歴書

③本人履歴書及び職務経歴書については、特定職員の本籍、性別、生年月日、学歴、試験・資格、備考並びに勤務記録事項として採用からの勤務経歴に関する記録等に関する情報が、特定職員の氏名とともに記録されていることから、これらは一体として、特定の個人を識別することができる情報であり、法5条1号本文前段に規定される不開示情報に該当する。

次に、同号ただし書該当性を検討すると、これらの情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報とはいえないので、法5条1号ただし書イには該当しない。また、同号ただし書ロ又はハに該当する事情も認められない。

さらに、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、上記のとおり、これらの情報は、同項が規定する特定の個人を識別することができる情報そのものであることから、同項による部分開示の余地はない。

エ ④派遣元企業提出資料

④派遣元企業提出資料の43頁から59頁については、派遣元企業から提出された、当該企業の福利厚生にかかる資料であり、これらは企業の内部資料であり外部への公表を前提としたものではなく、法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、法5条2号イに該当するため、不開示とすることが妥当であ

る。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で種々主張するが、本件対象文書の不開示情報該当性については、上記(3)で述べたとおりであるため、その主張は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| ① 令和6年3月26日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年4月15日 | 審議 |
| ④ 令和7年5月21日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同年9月8日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書の一部を法5条1号、2号イ、4号並びに6号柱書き及びニに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、諮問庁は、開示請求に係る文書の一部について、これを保有していないとしているが、審査請求人は文書不存在について争っているとは認められないので、この点については判断しないこととする。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書のうち不開示部分が存在する文書は、別表の1欄に掲げるとおりである。また、不開示部分及びその不開示理由は、別表の2欄に掲げるとおりである。

(1) 法5条1号該当性

ア 通番2、通番3、通番5、通番10、通番12、通番16、通番21、通番23、通番24、通番26ないし通番29及び通番31の不開示部分

当該部分には、官民人事交流の制度に基づいて平成25年3月から厚生労働省に採用される予定の交流採用予定者の個人に関する情報が記載されており、その氏名も記載されていることから、全体が法

5条1号の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(ア) 開示すべき部分

- a 各省大臣等の任命権者は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（以下「官民人事交流法」という。）23条1項により、毎年、人事院に対し、人事交流の制度の運用状況を報告しなければならないとされており、同条2項により、人事院は、毎年、国会及び内閣に対し、同項1号ないし4号に規定される事項を報告しなければならないとされている。

上記の規定を受け、人事院は、毎年、「官民人事交流に関する年次報告」（以下「年次報告」という。）を作成し、国会及び内閣に報告するとともに、人事院のウェブサイトにも年次報告書を掲載している。

- b 当審査会事務局職員をして年次報告を確認させたところ、平成25年ないし同29年の年次報告において、通番2、通番3、通番5、通番16、通番21、通番24及び通番29の別表の4欄に掲げる部分（採用予定官職及び職務内容、官民人事交流法2条4項1号又は2号のいずれかに該当するかの別、現在の地位（官民人事交流法2条4項2号の場合、当該交流採用後に就く地位）、交流採用予定者が交流中に配置される交流元の地位、勤務地等）とほぼ同じ内容の情報が記載されていると認められる。

このため、これらの部分については、法5条1号ただし書イに該当すると認められる。

- c したがって、通番2、通番3、通番5、通番16、通番21、通番24及び通番29の不開示部分のうち、別表の4欄に掲げる部分は、法5条1号に該当せず、開示すべきである。

(イ) その他の部分

通番3、通番5、通番10、通番12、通番16、通番21、通番23、通番24、通番26ないし通番29及び通番31の不開示部分（別表の4欄に掲げる部分を除く。）には、交流採用予定者の氏名等が記載されている。

「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）では、「各行政機関は、その所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとする」とされているが、本件の交流採用予定者は、上記アのとおり、平成25年3月から厚生労働省に採用される予定の者であり、本件

対象文書が作成された段階ではいまだ国家公務員ではない。このため、上記連絡会議申合せの適用はない。また、その他に、民間企業に勤務している本件の交流採用予定者の氏名について、公表慣行があると判断すべき事情は認められない。このため、交流採用予定者の氏名を含め、当該部分について、法5条1号ただし書イに該当すると認めるべき事情は見当たらない。

また、当該部分が、法5条1号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情は見当たらない。

次に、法6条2項の部分開示について検討すると、個人識別部分である氏名を除くその余の不開示部分は、交流採用予定者の生年月日、経歴等に関する情報が具体的に記載されており、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められない。このため、氏名を除く不開示部分について、法6条2項に基づく部分開示をすることはできない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

- イ 通番8、通番14、通番19、通番20及び通番22の不開示部分
当該部分には、交流元企業における交流採用予定者以外の事務担当者の氏名及び印影が記載されているので、全体が法5条1号の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

当該部分が、法5条1号ただし書イないしハに該当すると認めるべき事情は見当たらない。

次に、法6条2項の部分開示について検討すると、当該部分は個人識別部分であることから、同項の適用の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である（なお、通番20については、法5条4号該当性を判断するまでもない。）。

（2）法5条2号イ号該当性

ア 通番6の不開示部分

当該部分には、採用機関である厚生労働省と交流元企業との関係に係る情報（以下のi）ないしv））が記載されている。

（ア）開示すべき部分

通番6の別表の4欄に掲げる部分は、iii）「交流採用実施予定日前5年以内において交流採用予定機関と所属企業との間の契約の締結又は履行に関する事務に従事したことの有無及びその内容」、iv）「交流採用予定機関の所属企業に対する処分等に関する事務の所掌の有無及びその内容」及びv）「交流採用実施予定日前5年以内に

における交流採用予定機関と所属企業との間の契約関係の有無及びその内容」には、秘匿されるべき機微な情報は記載されておらず、その内容を公にしても、当該交流元企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、通番 6 の別表の 4 欄に掲げる部分は、法 5 条 2 号イに該当せず、開示すべきである。

(イ) その余の部分

通番 6 の不開示部分（別表の 4 欄に掲げる部分を除く。）は、i）「業務に係る刑事事件に関し起訴を受けたことの有無及びその内容」及び ii）「不利益処分（行政手続法 2 条 4 号に規定するもののうち人事院の定めるもの）を受けたことの有無及びその内容」については、設問項目の性質上、当該項目に対する記載の有無を明らかにすること自体によって、交流元企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められる。

したがって、当該部分は、法 5 条 2 号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 通番 9 及び通番 15 の不開示部分

当該部分には、交流元企業の F A X 番号が記載されている。当審査会事務局職員をして交流元企業のウェブサイトを確認させたところ、当該 F A X 番号は交流元企業のウェブサイトに掲載されていることが認められる。

このため、当該部分を公にしても、交流元企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法 5 条 2 号イに該当せず、開示すべきである。

ウ 通番 11、通番 18 及び通番 30 の不開示部分

当該部分には、交流元企業の法人印が記載されている。当該印影は、文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものであり、それにふさわしい形状をしているものと認められる。

このため、これを公にすると、当該交流元企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められる。

したがって、当該部分は、法 5 条 2 号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

エ 通番 13 の不開示部分

当該部分には、交流元企業の組織図が記載されている。当審査会事務局職員をして交流元企業のウェブサイトを確認させたところ、類似の組織図は確認できない。このため、当該組織図は、企業の内部管理情報の一部であると認められるので、これを公にすると、当該

交流元企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

オ 通番17の不開示部分

当該部分は、交流元企業が提出した5つの資料であり、具体的には、43頁ないし45頁の資料i)、46頁ないし49頁の資料ii)、50頁の資料iii)、51頁の資料iv)及び52頁ないし59頁の資料v)となっている。また、これらの資料は、文書の表題も含めて、全てが不開示となっている。

(ア) 開示すべき部分

- a 人事院の平成25年ないし平成29年の年次報告をみると、本件の交流元企業が、別紙の1の開示請求書に挙げる株式会社W、株式会社X、株式会社Y及び株式会社Zのうち、株式会社Wであることが明らかである。また、処分庁は、既に原処分において、別表の1欄に掲げる文書2(3頁)において、当該株式会社Wの名称を開示している。

そして、諮問庁は、上記ii)及びiv)の資料の表題までもも不開示とすべき事情を説明しておらず、また、企業において当該資料が存在することは特殊なこととは言えず、表題も一般的な名称に留まっていると認められるので、当該部分を公にしても、交流元企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

- b 資料i)は、健康保険組合のウェブサイトに掲載されている情報と大差ないと認められるので、これを公にしても、交流元企業や健康保険組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

(イ) その他の部分

- a 上記ii)ないしv)の不開示部分(別表の4欄に掲げる部分を除く。)は、一定範囲の関係者のみに内容を明らかにすることが想定されており、交流元企業の内部管理情報であると解され、当該情報が交流元企業のウェブサイトで公にされているといった事情も確認できないので、これらを公にすると、交流元企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ

る。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 法5条6号柱書き該当性

通番1の不開示部分には、本件の「人事院規則21-0官民交流による採用協議について」との決裁を起案した大臣官房人事課任用第一係の内線番号が記載されている。

当審査会事務局職員をして厚生行政出版会発行の「ガイドブック厚生労働省」を確認させたところ、当該内線番号は掲載されていないことが認められる。このため、当該内線番号を公にすると、いたずらや偽計等に使用され、必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、厚生労働省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 法5条6号ニ該当性

ア 通番4の不開示部分

当該部分には、交流採用予定者が、具体的にどこでどのような内容の試験を受けたのかといった、本件の官民人事交流を行った際の時系列的な事務処理の流れが記載されている。このため、当該部分を公にすると、交流元企業や交流採用予定者によって事前準備が講じられることとなり、今後の採用機関における円滑な人材確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号ニに該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 通番7の不開示部分

当該部分には、厚生労働省として本件の交流採用予定者を採用するに至った選考結果（理由）が具体的に記載されており、これを公にすることによって、厚生労働省の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号ニに該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 通番25の不開示部分

当該部分には、交流採用予定者を実際に採用することになった場合の給与をどのように決定するのかについての機微な情報が記載されている。このため、当該部分を公にすることによって、厚生労働省の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号ニに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ、4号並びに6号柱書き及びニに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分のうち、別表の4欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号イ並びに6号柱書き及びニに該当すると認められるので、同条4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表の4欄に掲げる部分は、同条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙

1 開示請求書の記載内容

株式会社W、株式会社X、株式会社Y、株式会社Z（以下、併せて「W等」という。）、それぞれの企業において、厚生労働省への人材派遣を行った実績・期間、W等による人材派遣の際の決裁文書、人材派遣を行ったプロジェクト・案件、その他W等による厚生労働省への人材派遣の詳細がわかる文書一式。（添付文書の「委託を行う合理的理由 A」の「行政の展開する広報活動に関するナレッジや経験値が高く、実際に厚生労働省への人材派遣の実績を有する」に関する文書です。）

2 本件対象文書

「人事院規則 2 1 - 0 官民交流による採用協議について」と題する決裁文書一式

別表

1 文書等			2 不開示部分		3	4 左記
番号	文書名	頁	該当部分	法5条各号該当性	通番	2欄のうち開示すべき部分
1	「人事院規則21-0官民交流による採用協議について」に係る起案用紙（平成25年2月）	1、2	内線番号	6号柱書き	1	――
			採用予定官職	1号	2	全て
2	交流採用（（株）W）について	3	採用予定官職、職務内容、交流採用予定者（氏名・生年月日・学歴・職歴）	1号	3	採用予定官職、職務内容
			経緯	6号ニ	4	――
3	人事院規則21-0第18条の規定に基づく交流採用の実施に関する計画の認定に係る申請書	4、5	官民人事交流法2条4項1号又は2号のいずれに該当するかの別、交流採用予定者の氏名・生年月日・年齢、現在の地位（官民人事交流法2条4項2号の場合、当該交流採用後に就く地位）、現在の業務内容、採用予定官職、職務内容	1号	5	官民人事交流法2条4項1号又は2号のいずれに該当するかの別、現在の地位（官民人事交流法2条4項2号の場合、当該交流採用後に就く地位）、採用予定

						官職、職務内容
			交流採用実施予定日前5年以内において交流採用予定機関と所属企業との間の契約の締結又は履行に関する事務に従事したことの有無及びその内容、交流採用予定機関の所属企業に対する処分等に関する事務の所掌の有無及びその内容、交流採用実施予定日前5年以内における交流採用予定機関と所属企業との間の契約関係の有無及びその内容、業務に係る刑事事件に関し起訴を受けたことの有無及びその内容、不利益処分（行政手続法2条4号に規定するもののうち人事院の定めるもの）を受けたことの有無及びその内容	2号イ	6	交流採用実施予定日前5年以内において交流採用予定機関と所属企業との間の契約の締結又は履行に関する事務に従事したことの有無及びその内容、交流採用予定機関の所属企業に対する処分等に関する事務の所掌の有無及びその内容、交流採用実施予定日前5年以内における交流採用予定機関

						と所属企業との間の契約関係の有無及びその内容
			選考基準及び選考結果の概要	6号ニ	7	――
			交流元担当者氏名	1号	8	――
			交流元FAX番号	2号イ	9	全て
4	履歴書	6、7	①交流採用予定者の氏名 ②表題（上記①を除く。）以外の部分	1号	10	――
5	職務経歴	8、9	①法人印	2号イ	11	――
			②交流採用予定者の氏名	1号	12	――
			③表題（上記①及び②を除く）以外の部分			
6	交流元企業組織図	10	全て	2号イ	13	――
7	交流元から採用先への連絡文書	29	交流元担当者氏名	1号	14	――
			交流元FAX番号	2号イ	15	全て
8	交流採用に関する取決め書（案）	40、41、42	交流採用予定者の氏名、交流採用予定者が交流中に配置される交流元の地位	1号	16	交流採用予定者が交流中に配置される交流元の地位
9	交流元企業提出資料	43ないし59	資料i)ないしv)の全て	2号イ	17	43頁ないし45頁の資料1)の全て、46頁の資料

						ii) 及び 51 頁の 資料iv) の表題
10	契約関係の 有無に關す る証明	68	法人印	2号イ	18	――
			交流元担当者氏名	1号	19	――
			交流元担当者の印影	1号 4号	20	――
11	交流採用に 係る応募企 業名簿の提 示について (通知)	69、 70	1号・2号の別、年 齡、経歴・技能・資格 等、勤務地、職務内容	1号	21	1号・2 号の別、 勤務地、 職務内容
			交流元担当者氏名	1号	22	――
12	健康診断結 果	71	①交流採用予定者の氏 名 ②その余の全て（上記 ①を除く。）	1号	23	――
13	再計算調書	72	①交流採用予定者の氏 名 ②生年月日・年齢、学 歴年次、採用予定職 名、希望する級号俸、 経験年数、期間・年月 数・経験の種類・換算 率・換算後年月日	1号	24	採用予定 職名
			備考	6号ニ	25	――
14	卒業証明書	73	①交流採用予定者の氏 名 ②表題以外の部分（上 記①を除く。）	1号	26	――
15	職務経歴書	74、 75、 76	①交流採用予定者の氏 名 ②表題以外の部分（上 記①を除く。）	1号	27	――

1 6	年収試算に関する文書	7 7 、 7 8 、 7 9	①交流採用予定者の氏名 ②上記①を除く全て	1 号	2 8	――
1 7	交流採用に関する取決め書	8 4 、 8 5 、 8 6	交流採用予定者の氏名、交流採用予定者が交流中に配置される交流元の地位	1 号	2 9	交流採用予定者が交流中に配置される交流元の地位
			法人印	2 号イ	3 0	――
1 8	交流採用計画の認定について（通知）	8 7	交流採用予定者の氏名	1 号	3 1	――

（注） 1 本表は、原処分決定通知書、理由説明書等を元に、当審査会事務局において整理した。

2 頁番号は、当審査会事務局において付番したものである。

3 不開示部分を含まない文書については、本表への掲載を省略した。